

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	育児休業中の在宅勤務の拡大に向けた育児休業給付金の柔軟な支給
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業中のスキル維持、休業からのスムーズな業務復帰支援という観点から、育児休業中の在宅勤務（特定の業務を、育児を行いながら、可能な範囲で実施すること）は非常に有効である。 ・育児休業中の従業員は、育児休業基本給付金として月給の30%（休業開始時賃金日額×支給日数の30%）が支給される。しかし、育児休業中に在宅勤務を行った場合（例えば、1日2時間程度を週3回/月12回）には、職場復帰とみなされ当該給付金が支給されなくなる。そのため、育児休業中の女性による在宅勤務等のテレワークが進まない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険法第六十一条の四
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	休業中の従業員に対して事業主から賃金が支払われた場合には、当該賃金と育児休業基本給付金を加えて月給の80%（休業開始時賃金日額×支給日数の80%）までの支給が認められており（雇用保険法第六十一条の四第5項）、在宅勤務を行った場合にも本規定を適用して事業主からの賃金と育児休業基本給付金とを受給できるようにすべき。